

(高等裁判所経由)

前橋地裁総第310号

(組ろ-05)

平成25年2月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

前橋地方裁判所長 小 泉 博 嗣

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果については、別添の平成25年2月26日付け執行官監督官大野和明作成の執行官事務査察結果報告のとおりです。

平成25年2月26日

前橋地方裁判所長 殿

前橋地方裁判所判事

執行官監督官 大 野 和 明

執行官事務査察結果報告

第1 査察の概要

通達に定められた事項につき、別紙1及び別紙2各記載の査察日程等のとおり実施した。

第2 査察結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 執行の着手時期

ア 執イ事件（主に動産執行事件）について

本庁及び支部において、約91パーセント以上の事件が申立後15日以内に着手されている。申立後15日を越える事件の多くは、主に明渡執行と同じ機会の動産執行事件で、債権者（代理人）との期日調整等が必要なために15日以内に着手できなかったが、日程調整後速やかに着手されており、ほぼ問題なく処理されている。

イ 執ロ事件（主に明渡執行事件）について

本庁及び支部において、全体の約74パーセントの事件が申立後15日以内に着手されている。その他の事件は、債権者（代理人）との期日調整等が必要な事件であって、日程調整後速やかに着手されており、問題なく処理されている。

ウ 執ハ事件（主に仮処分執行事件）

本庁及び支部において、全ての事件が申立てから15日以内に着手されており、迅速な処理がなされている。

エ 現況調査報告書

約89パーセントが期限内に提出されており、特に問題はない。期限に遅れたものの多くは、期日調整が必要であったこと、所有者などの当事者が非協力的であったこと、占有関係が複雑であったこと、受命物件が山林で現地確認が困難であったこと等の事情が認められる。

(2) 長期未済事件の処理状況

本庁及び高崎支部を除く他の支部においては、長期未済事件はない。

高崎支部においては、平成24年10月末日現在、申立後3年を超え4年以内の長期未済事件（平成21年（執ハ）第18号事件）が1件ある。同事件は、不動産占有移転禁止の仮処分の執行で、執行官保管中（債務者に使用許可）の事件であるが、約半年に1度の債権者ら代理人への照会では、東京地裁に本案（明渡）訴訟係属中であるとの回答があり、現在もその経過待ちの状況にある。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

調書への添付図面の落丁、期日を告知した旨の認印漏れなどがあったほか、誤字・脱字等のケアレスミスも少々見受けられたが、特に指摘するような事項はなく、その他の調書等はおおむね適正に作成されていた。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

自動車の引渡しを早朝に執行したので、2分の1加算して請求できたものを通常の費用で請求したものもあったが、特に問題となるような事案はなく、「執行官法第8条」、「執行官の手数料及び費用に関する規則」及び「執行官の手数料及び費用の算定基準について」等に基づき、おおむね適正に事務処理がなされていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金、保管金及び保管物に関する取扱いは、適正に処理されており、予納金の残額返還等もおおむね迅速に処理されていた。

- 5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
各種帳簿諸票等は通達に従って備え付けられ、執務室内の[REDACTED]
[REDACTED]に整理・保管されており、特に指摘すべき事項はない。

廃棄事務については問題なく処理されており、平成24年度保存期間満了分の廃棄準備作業も着実に実行している。

6 執行官室の運営に関する事項

執行官室の運営は、櫻井給括執行官を中心に良くまとまっており、各種の取決め事項は、執行官全員が参加する執行官会議で決定されるなど、懸念される事項はない。

7 執行官の使用する事務員に関する事項

執行官室で使用する事務員は、本庁2名、高崎支部1名、太田支部1名及び桐生支部1名の合計5名（全員女性）であり、勤務時間等については、裁判所職員と同様に1日7時間45分である。また、給与は執行官会議の決定事項に基づいて、毎年契約更新を行っており、何ら問題は生じていない。

執行官は、自宅で仕事をしないか、自宅で仕事をするとしても紙ベースで持ち運ぶとのことであり、電子データを持ち運ぶことはないとのことであったが、仮にデータを持ち運ぶような場合には、所定の手続を経て指紋認証付きUSBメモリーを借り受けるように伝えた。

執行官とのコミュニケーションは十分とれており、執行官との関係は良好であるが、部外者からは、執行官室の事務員も裁判所職員と思われるので、国民の厳しい眼を意識した執務態度をとるように伝えた。

8 その他

自動契印機の使用・保管について確認したところ、自動契印機は専ら執

行官が使用しており、その保管も当事者が勝手に使用できないような場所に設置されるなど、適正に管理されていた。

以 上

(別紙1)

査察日程等 (自庁)

査察実施日	査察対象庁	査察担当者		
		監督官	監督補佐官	総括執行官
平成24年6月12日 (火)	高崎支部	判事 松 丸 伸 一 郎	高崎支部庶務課長 相 原 学	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年6月13日 (水)	桐生支部	判事 島 田 尚 登	桐生支部庶務課長 齋 藤 辰 男	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年6月14日 (木)	太田支部	判事 熊 谷 光 喜	太田支部庶務課長 島 田 昌 始	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年6月20日 (水)	沼田支部	判事 畑 口 泰 成	沼田支部庶務課長 本 多 光 浩	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年6月28日 (木)	本 庁	判事 大 野 和 明	民事首席書記官 橋 本 健 民事次席書記官 篠 崎 守 男 民事訟廷管理官 志 塚 昌 民事部主任書記官 三 友 哲 也 会計課課長補佐 遠 藤 友 善	総括執行官 櫻 井 秀 幸

(別紙2)

査察日程等 (全庁)

査察実施日	査察対象庁	査察担当者		
		監督官	監督補佐官	総括執行官
平成24年11月16日(金)	太田支部	判事 大 野 和 明	民事首席書記官 橋 本 健 会計課長 柏 哲 雄 高崎支部庶務課長 相 原 学	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年11月26日(月)	高崎支部	判事 大 野 和 明	民事首席書記官 橋 本 健 会計課課長補佐 遠 藤 友 善 太田支部庶務課長 島 田 昌 始	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年11月28日(水)	沼田支部	判事 大 野 和 明	民事次席書記官 根 岸 喜代志 会計課長 遠 藤 友 善 桐生支部庶務課長 齋 藤 辰 男	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年11月30日(金)	桐生支部	判事 大 野 和 明	民事次席書記官 根 岸 喜代志 会計課課長補佐 柏 哲 雄 沼田支部庶務課長 本 多 光 浩	総括執行官 櫻 井 秀 幸
平成24年12月17日(月)	本 庁	判事 大 野 和 明	民事首席書記官 橋 本 健 民事次席書記官 根 岸 喜代志 民事訟廷管理官 志 塚 昌 民事部執行係主任書記官 中 林 宏 明 会計課長 柏 哲 雄	総括執行官 櫻 井 秀 幸